

様々な資金をお貸ししています

❶ 応急小口資金

内容／治療・冠婚葬祭等で緊急に必要な資金の無利子貸付け

対 区内に引き続き3か月以上居住している低所得世帯

貸付限度額／15万円(医療費、災害による復旧支援費用は30万円)

❷ 母子および父子福祉応急小口資金

内容／災害・病気等で緊急に必要な資金の無利子貸付け

対 区内に引き続き3か月以上居住している20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭

貸付限度額／10万円

❸ 女性福祉資金

内容／社会的に安定した生活を図るために必要な資金の貸付け

対 都内に引き続き6か月以上居住している配偶者がいない女性(同様の事情にある場合を含む)

❹ 東京都母子および父子福祉資金

内容／経済的自立と扶養している児童の福祉を増進することを目的とした資金の貸付け

対 都内に引き続き6か月以上居住している20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭

共通事項

他 資金の種類によって貸付限度額、必要書類等が異なります。また、貸付けには条件があります。詳しくは、お問い合わせください。

1 3 は保証人が必要。4 は原則として連帯保証人が必要。4 は都福祉局

のホームページ(二次元コード)をご覧ください。

問 ❶ 総合支所生活支援課(世田谷 ☎5432-2846 FAX5432-3034、北 沢 ☎6804-7386 FAX6804-7994、玉川 ☎3702-1734 FAX3702-1520、砧 ☎3482-1390 FAX5490-1139、烏 山 ☎3326-6112 FAX3326-6169) ❷ ～ ❹ 総合支所子ども家庭支援課(世田谷 ☎5432-2915 FAX5432-3034、北 沢 ☎6804-7525 FAX6804-9044、玉川 ☎3702-1189 FAX3702-1336、砧 ☎3482-1344 FAX6277-9721、烏山 ☎3326-6155 FAX3308-3036)

ファミリー農園利用者・待機者の募集

対 区内に住民登録があり、自分で耕作し、年間を通じて区画(1区画=10平方㍓)を適切に管理できる方

農園名(所在地)	募集区画 予定数
上用賀二丁目(上用賀2-4-4)	12
深沢七丁目(深沢7-25-14)	10
成城七丁目(成城7-35-32)	12
喜多見三丁目(喜多見3-5-18)	14
北烏山(北烏山8-3-14)	69
上北沢一丁目(上北沢1-25-1)	18
給田三丁目(給田3-4-17)	24

利用期間／8年3月1日～10年1月31日

費 1万9550円(1年11か月分) ※生活保護受給世帯は無料。

公開抽選／12月13日(土)午前10時から三軒茶屋分庁舎で実施(結果は8年1月中旬に発送)

他 利用区画は選べません。1世帯1区画で重複申込や8年2月時点で他農園の利用者は申し込みできません。落選者は、待機者として登録され、空き区画が生じた場合や利用者入替え時に繰上げ当選となります



す。他農園の待機者が申し込む場合は、その農園の登録が喪失します。申込後の農園変更はできません。区内の保育園・幼稚園・学童クラブ等の教育・福祉団体の利用希望等詳しくは、お問い合わせください。

担当／都市農業課

申 ホームページ(二次元コード)、(株)マイファーム(〒108-0073 港区三田2-14-5-508)へハガキ(記入例3面。希望農園名、世帯員全員の氏名も明記) 11月28日(必着)まで

問 ☎せたがやコール



ホームページ▶



相談してみませんか

住まいの専門家による相談

相談種別(内容)	日程
一級建築士による「住宅まちづくり総合相談」 住宅の建築やまちづくり、耐震、リフォーム、バリアフリー、敷地、境界線等の相談	①第2月曜 ②第1水曜 ③第2・4木曜 ④第1・3金曜 ⑤第2・4火曜 ⑥第4月曜 ⑦第1月曜
宅地建物取引士による「不動産相談」 借地、借家、不動産契約取引全般	①第1月曜 ②第2・4水曜 ③第3木曜 ④第4金曜 ⑤第1火曜 ⑥第4月曜
一級建築士、マンション管理士による「マンション相談」 維持管理、大規模修繕、管理組合の運営等の相談	②第2火曜(一級建築士による相談) ⑥第4月曜(一級建築士・マンション管理士による相談)
弁護士による「住まいの法律相談」 住宅の建築、敷地、不動産取引等住まいに関する法律相談	②第1火曜 ⑥第4月曜
司法書士による「登記相談」 不動産名義変更や所有権移転等の相談	②第3水曜 ⑥第4月曜
土地家屋調査士による「土地家屋調査士相談」 不動産の表示登記に関する相談、土地、建物の測量、調査等の相談	⑥第4月曜

時間／いずれも午後1時30分～3時30分(⑦は午後6時30分～8時30分)

場 ①世田谷総合支所②北沢総合支所③玉川総合支所④砧総合支所⑤烏山総合支所⑥⑦三茶しゃれなあどホール

他 いずれも30分間。事前予約優先。交渉、仲介、あっせんは行いません。

担当／居住支援課

問 住まいサポートセンター ☎6379-1420 FAX6379-4233

まちづくりセンターの「マイナンバーカード電子証明書手続きコーナー」をご利用ください

●手続きができるまちづくりセンター(20か所)

池尻・若林・上町・下馬・上馬・梅丘・代沢・新代田・松原・松沢・奥沢・九品仏・上野毛・深沢・祖師谷・船橋・喜多見・砧・上北沢・上祖師谷

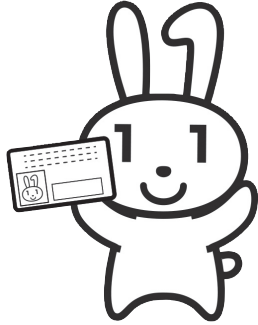
受付時間／午前8時30分～午後5時(土・日曜、祝・休日、年末年始を除く)

取り扱い手続きの例／電子証明書の発行・更新等、申請書ID付交付申請書の発行

※ご本人が来所できない場合は、お取り扱いできない手続きがあります。

他 詳しくは、区HPをご確認いただくか、お問い合わせください。

担当／マイナンバー担当課



問 区マイナンバー制度コールセンター ☎03-3570-5031 FAX044-555-4880
(午前8時～午後6時 ※祝・休日、年末年始を除く。) 区HP **181**

証明書コンビニ交付サービスをご利用ください

マイナンバーカードを利用し、全国のコンビニエンスストア等のマルチコピー機から各種証明書を取得することができます。

※メンテナンス日、年末年始は利用できません。

取得できる証明書	利用時間	手数料
住民票の写し、印鑑登録証明書、課税・納税証明書	午前6時30分～午後11時	1通200円
戸籍全部事項証明書、戸籍個人事項証明書(世田谷区に本籍がある方)	月～土曜(第3土曜、祝・休日を除く)午前9時～午後5時	1通350円

利用の際に必要なもの／マイナンバーカード

※利用者証明用電子証明書の暗証番号(4桁の数字)の入力も必要です。

問 住民記録・戸籍課 ☎5432-2236 FAX5432-3077